

美浜町立河和小学校 学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止に対する基本的な考え方

1 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがあります。したがって、本校では、「いじめ防止基本方針」を策定し、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の3点をあげます。

- ① いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実
- ② いじめの防止等に関する取組の強化
- ③ 重大事態発生時の迅速な対応

2 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

II いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実

1 組織について

ア 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー（以下SC）、や関係職員が出席します。

ウ 開催期日について

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。（職員会、ケース会議）

2 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。（授業改善、校内研修）

イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談）

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。（保護者、地域との連携、警察との連携）

エ P D C Aに関すること。（学校評価アンケート検討、開催時期・取組の見直し）

3 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。

学期	「いじめ防止対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 【4月】望ましい集団作りのための取組内容の検討 【4月】いじめ防止基本方針等の確認 【4月下】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【5～7月】生活委員会で、いじめ・人権に関する取組の検討（児童発信の企画を計画する） 【7月】1学期の取組の反省と夏季休業中の研修会の内容、および2学期以降の取組の検討	【毎月】 いじめ・不登校・対策委員会 【5月】教育相談 【7月】保護者会での情報収集
2 学 期	【9月】PTA・地域の方の声（夏季休業中の情報を含む）を発信する形で検討	【9月】夏季休業中の児童の様子についての情報交換

<p>期</p> <p>2 学 期</p>	<p>【10月上】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【10月～12月】生活委員会による人権週間の取組内容の検討。児童発信の内容の計画と実践。</p> <p>【11月】学校評価の項目および内容の検討</p> <p>【12月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【12月】保護者対象のいじめアンケート実施</p> <p>【12月】2学期の取組の反省、および3学期以降の取組の検討</p>	<p>【11月】教育相談</p> <p>【11月】学校評価アンケート実施</p> <p>【12月】保護者会での情報収集</p> <p>【12月】学校評価の集計</p>
<p>3 学 期</p>	<p>【1月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討</p>	<p>【1月】冬季休業中の児童の様子についての情報交換</p>

Ⅲ いじめ防止等に関する取組の強化

1 未然防止の方策について

- ・ 楽しく分かる授業の展開および道徳教育、特別活動、学校行事の充実
- ・ 体験活動や異学年交流活動の充実
- ・ 児童の心を満たす学級・学年・学校の「居場所作り」の実践
- ・ 児童間のつながりを深める「絆作り」の実践 など

2 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査および情報交換を次の通り実施します。

- ① 児童対象いじめアンケート調査 毎月1回
- ② 保護者対象いじめアンケート調査 年1回（12月）
- ③ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
年2回（5月・11月）
- ④ 日常の観察及び教職員間の情報交換 随時（学年会議・職員会議後）
- ⑤ 学校・関係機関との情報交換
随時（ここみちの会・主任児童委員・民生児童委員情報交換会）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

- ① SC事業の活用
- ② いじめ相談窓口の設置（養護教諭・SC・町教育委員会）

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

3 「ネットいじめ」への対策について

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じた行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、年間を通して、情報モラルに関する授業を行います。

IV 重大事態発生時の迅速な対応

また、発生した事案の内容によって法務局・警察等とも連携を取りながら進めます。生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを

余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

- ① 被害児童の保護を最優先に対応し、重大事態が発生した旨を、美浜町教育委員会（以下、町教委）に速やかに報告します。
- ② 町教委と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急いじめ対策部会」（仮称）を設置します。

＜構成員＞ ＊学校の実情に応じ可変
校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、学級担任、養護教諭、
学校教育部長、指導主事、（ＳＣ、警察、主任児童委員など）

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。
- ⑤ 被害児童及び保護者の同意を得て、関係機関と情報共有し、迅速かつ適切な対応策を協議の上、問題の早期解消に努めます。
- ⑥ 被害児童及び保護者の同意を得て、必要に応じ「保護者説明会」を開催し、事案の解決、今後の予防・再発防止について共通理解・協働体制の構築に努めます。